

就学奨励費支給対象経費一覧

費目	経費の範囲		小学部			中学部			高等部			支給対象外等	
			I	II	III	I	II	III	I	II	III		
教科用図書購入費	高等部で使用する教科書の購入費								○	○	○	問題集・図鑑・辞書・練習帳	
学校給食費	学校給食費として、保護者が負担する経費		○	△	-	○	△	-	○	△	-	給食のない日の弁当代・欠食分（欠食をする日から土日祝日を除いて10日前までに届出があった場合）	
交通費	本人経費	児童・生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（保護者の自家用者利用の場合・・・ガソリン代）（交通機関利用の場合 4～6月・10～12月・1～3月は、原則として3カ月定期券購入額 7・9月は、1カ月定期券購入額） *ただし、身障者割引がある場合は、割引後の額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スクールバス利用・徒歩・自転車等経費がかからない場合 ※タクシー、通勤途上も対象外	
		付添人経費	小1～小3までの児童の付添人の交通費。小4～高等部までの重度・重複障害の児童生徒が通学する場合で校長が必要と認める付添人の交通費（本人経費に準ずる）		※小4～高3までは肢重（*）の児童・生徒が対象								
	職場実習交通費	教育課程の一環として、生徒が教師の指導のもとに、学校外の事業所等において職業教育のため実習に参加する場合の交通費 原則として学校から事業所等までの経済的経路の往復の額	-	-	-	○	○	△	○	○	△	実際に実習先まで通った実態に即して支給（定期券を利用できる者は除く）	
	交流学习交通費	小学部の児童、中学部・高等部の生徒が学校教育の一環として他の学校の児童・生徒と共に集団活動を行う交流学习（運動会、学芸会、音楽会等）に参加する場合に必要な交通費	○	○	△	○	○	△	○	○	△		
修学旅行費	本人経費	児童または生徒が小・中学部、高等部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する交通費、宿泊費、団体写真、旅行保険料、見学科等（限度額あり）	○	△	-	○	△	-	○	△	-	こづかい、お菓子代、スナックなどの個人的写真代、遊園地などでの乗り物券代 など	
		付添人経費	重度・重複障害の児童・生徒が参加する修学旅行に付添う、校長が要請した付添人の交通費等（限度額あり）										
	校外活動等	本人経費	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加する交通費、見学科宿泊費（限度額あり）	○	△	-	○	△	-	○	△	-	行事費（花火等） お菓子・ジュース等嗜好品
		付添人経費	重度・重複障害の児童・生徒が参加する校外活動に付添う、校長が要請した付添人の交通費、宿泊費、見学科（限度額あり）	○	△	-	○	△	-	○	△	-	
職場実習宿泊費	高等部の生徒が教育の一環として、学校外で職場実習を行う場合の宿泊費（限度あり）	-	-	-	-	-	-	○	△	-	実習先への謝金、施設使用料、昼食代等		
※学用品等購入費	学校における学習及び宿題で、通常必要とする学用品の購入費・通学のために通常必要とする通学用品の購入費（実費：限度額あり）	平成29年度 限度額 小学部 11,420 円 中学部 22,320 円 高等部 31,690 円		○	△	-	○	△	-	○	△	-	下着、くつ下、タイツ、腕時計、自転車等日用品など
※新入学児童生徒学用品費等購入費	新たに入学する児童または生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品等の購入費（実費：限度額あり）	平成29年度 限度額 小学部 20,470 円 中学部 23,550 円 高等部 23,550 円		○	△	-	○	△	-	○	△	-	生活保護法による入学準備金を受けた人

※ 支給にあたって、領収書等書類の提出が必要です。詳細については、申請時期にお知らせします。

(*) 肢重・・・肢体不自由部門、肢体不自由部門以外の重度・重複障害を有する児童・生徒

注) ○・・・全額支給 △・・・半額支給 3/4・・・3/4支給 -・・・支給無し
「全額」とは補助対象となる経費の全額であって、所要経費が全て補助されるものではありません。

☆ 支給時期 ・4月～6月分・・・7月末 ・7月～9月分・・・10月末 ・10月～12月分・・・1月末 ・1月～3月分・・・4月末